

## 福祉医療費受給者証が更新になります



## 現在お持ちの福祉医療費受給者証の有効期限が平成29年7月31日の方は使用できなくなります

- ・対象者には7月末までに新しい受給者証を送ります。
- ・8月以降病院で受診される際は有効期限を確認のうえ、保険証と一緒に提示してください。
- ・市で平成28年中の所得が把握できない方(1月1日以降の転入者、未申告者)は前住所地より所得課税 証明書の取り寄せや申告を行う必要があります。該当する方には別途通知いたします。
- ○期限切れの受給者証は各自破棄してください。自治体職員を装い、受給者証や保険証などを騙し取る事件が 多発しています。 市職員が直接回収に伺うことはありませんのでご注意ください。
- ○加入されている健康保険(社保、共済、国保等)が変更になった場合には、速やかに市民課及び各窓口センターにて手続きをお願いします。

#### 《次の方はご相談ください》

- ○65歳以上かつ身体障害者手帳4~6級をお持ちの方で、福祉医療費受給者証をお持ちでない方
- →国民健康保険加入者や社会保険被扶養者で、本人や同一世帯家族の所得金額が基準額を超えていなければ、「高齢身体障害者」に該当し福祉医療の対象となります。
- 〇高校生世代以下(18歳に達する日以後で最初の3月31日を迎えていない者)で、両親の一方が身体障害者 手帳1~2級程度の障害を有している場合
  - →障害の程度や内容によりますが「ひとり親家庭」の要件に該当し、福祉医療の対象となる場合があります。 現在「乳幼児」の福祉医療を受給中の方も、上記の場合はご相談ください。
- ◇福祉医療を受けるためには必ず交付申請が必要です。遡及しての申請はできませんので、上記に該当すると思われる方は、市民課までご相談ください。

## 70歳からの高額療養費の自己負担限度額が変わります

国保に加入されている70歳以上の方の限度額について見直しが行われ、平成29年8月から変更されます。世代間の公平と負担能力に応じた負担とする見直しです。

みなさんの国保制度を維持していくためご協力をお願いします。

## 《自己負担限度額(月額)》

| 所得区分          | 外来の自己<br>負担限度額 | 外来+入院(世帯ごと)<br>の自己負担限度額             |
|---------------|----------------|-------------------------------------|
| 現役並み<br>所 得 者 | 44,400 円       | 80,100 円+<br>(医療費-267,000 円)<br>×1% |
| 一般            | 12,000 円       | 44,400 円                            |
| 低所得者Ⅱ         | 8,000円         | 24,600 円                            |
| 低所得者I         | 8,000 円        | 15,000 円                            |

H29年8月 から変更

| 3 | 所得区分          | 外来の自己<br>負担限度額 | 外来+入院(世帯ごと)<br>の自己負担限度額             |  |
|---|---------------|----------------|-------------------------------------|--|
|   | 現役並み<br>所 得 者 | 57,600 円       | 80,100 円+<br>(医療費-267,000 円)<br>×1% |  |
|   | 一般            | 14,000 円       | 57,600 円                            |  |
|   | 低所得者Ⅱ         | 8,000 円        | 24,600 円                            |  |
|   | 低所得者I         | 8,000 円        | 15,000円                             |  |

#### 【70 歳以上の方の所得区分】

※申請により区分が「一般」となる場合があります。

現役並み所得者…同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳以上の国保被保険者がいる方。※

一 般 …現役並み所得者、低所得者Ⅱ、低所得者Ⅰ以外の方。

低所得者Ⅱ…同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税の方。(低所得者Ⅰを除く)

低所得者 I …同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除を 差し引いたときに0円となる方。

#### 詳しくは下記までお問い合わせください。

| 問 | 市民課国保年金係   | <b>2</b> 6 2 - 1 1 1 8 | 合川総合窓口センター | <b>2</b> 7 8 - 2 1 1 2 |  |
|---|------------|------------------------|------------|------------------------|--|
|   | 森吉総合窓口センター | <b>7</b> 72 - 3115     | 阿仁総合窓口センター | <b>8</b> 82-2112       |  |

# 国民年金保険料の免除制度

7月から「平成29年度国民年金保険料免除・納付猶予制度」の申請受付がはじまります

国民年金の第1号被保険者(学生・自営業・農林漁業者・無職の方)は、毎月の保険料を納めていただく必要がありますが、収入の減少や失業等など、保険料を納めることが難しい場合は、未納のままとせず「国民年金保険料免除・納付猶予制度」の手続きを行ってください。



※学生の方は「学生納付特例制度」を利用してください。

## 保険料免除制度

保険料の免除制度は、全額免除、4分の3免除、半額免除、4分1免除の4種類があります。本人・配偶者・世帯主それぞれの前年所得(1月から6月までに申請される場合は前々年所得)が一定額以下の場合に、保険料が全額または一部が免除となります。

なお、一部免除は、減額された保険料を納めないと未納期間となりますので、必ず納めてください。

## 保険料納付猶予制度

50歳未満の方で、本人・配偶者それぞれの前年所得(1月から6月までに申請される場合は前々年所得)が一定額以下の場合に、保険料の納付が猶予されます。

※平成28年6月までは、30歳未満が納付猶予制度の対象となります。

保険料の免除や納付猶予となった期間は、年金の受給資格期間に算入されます。ただし、 年金額を計算するときは、保険料免除期間は保険料を収めた時に比べて減額されます。 免除を受けた期間は、10年以内であれば追納が可能です。追納することで、老齢基 礎年金の減額がなくなります。(追納時は、加算金が上乗せされます)

【お問い合わせ】 市民課国保年金係 **☎**62-1118 ※日本年金機構のホームページにも詳し 鷹巣年金事務所国民年金課 **☎**62-1490 く掲載しています。

### 年金を受け取るための納付期間が短縮

年金を受け取るために必要な保険料の納付期間が、25年から10年に短縮されました。対象となる方に日本年金機構より「短縮」と記載した黄色の封筒を順次お届けしています。

お手元に届きましたら「ねんきんダイヤル (0570-05-1165)」で予約の上、お 早めに手続きをお願いします。



【問合せ】鷹巣年金事務所 ☎62-1490

#### 老後の備えは大丈夫ですか? 国民年金基金がお手伝いします

国民年金基金は、老齢基礎年金の上積み年金として給付を行う公的な年金制度です。掛金全額が「社会保険料控除」になるほか、税制面でも優遇されるたいへん有利な制度です。

誰にでも必ず訪れる「老後」の備えとして、詳しい資料をご覧になってみませんか。

【問合せ】秋田県国民年金基金 ☎0120-65-4192

23 広報きたあきた 2017. 7. 1 22